

生徒心得

一般心得

1. 始業時刻は年間を通じて午前8時30分。生徒は予鈴の時刻8時25分までに入室すること。
2. ①下校時刻は午後5時とし、完全下校は5時15分とする。
②居残り活動を行った際の下校時刻は午後6時とし、完全下校は6時15分とする。
3. 欠席・遅刻・早退・欠課・忌引のあった場合は、必ず生徒手帳に所要事項を記入の上保護者の捺印を得て担任に届け出る。欠席、その他が予め明らかな場合は、事前に担任に連絡する。当日の欠席連絡はメールでもよい。
o.jp (1学年)
o.jp (2学年)
o.jp (3学年)
4. 始業時より終業時まで外出してはならない。但し、特別の事情がある場合には必ず担任にその理由を生徒手帳の所定欄に記入し、許可を受ける。外出から帰ったときには担任に報告する。
5. 休日に登校してはならない。但し、担任または顧問の指導があり、「休日活動届」を前日までに副校長に提出すれば登校して活動できる。なお、必ず制服で登校とする。
休日の活動は、原則午前9時から午後4時までとする。
6. 通学は靴履きとする。但し、事情により他の履物を使用する場合は、担任に届け出て許可を受ける。
7. 昼食は原則として持参し、教室でとる。
8. 登下校には交通道德を守り、特に登下校時には通学路が狭く混雑するので2列で速やかに通行する。
9. 原付自転車での通学は絶対禁止する。
10. 自転車での通学は許可制とする。所定の自転車通学願いを生活指導部に提出する。
11. 自転車は所定の場所に整然と置く。
また、所定の位置にステッカーを貼る。
12. ポスター・印刷物などを掲示・配布したい場合には、監査に届け出、許可を受ける。(選挙ポスターは除く)
教室・廊下等の塗装壁面には貼ってはならない。
13. 貴重品は各自で厳重に管理すること。貴重品や多額の金銭はできるだけ持ってこない。やむを得ない場合は担任又は顧問に預ける。
14. 紛失したり、盗難にあった場合には、担任・顧問及び生活指導部の担当に届ける。
15. アルバイトは原則として禁止する。但し、事情のある場合には担任に届け出て相談する。所定の「アルバイト計画書」に保護者の承諾を得て担任に提出する。
16. 屋上の使用は原則として禁止する。H.R.、部活動においては、H.R.担任・顧問の指導のもとにある場合のみ使用を認める。使用については、生活指導部の許可を得る。ボール、ラケット、バット類は使用できない。
17. 所持品にはすべて氏名を記入し、学校生活に直接

服装規定

関係のない物は携行してはならない。(遊具など)

18. 校内での携帯電話の使用を禁止する。
19. 校内の美化につとめ、清掃当番は責任を持ってあたる。可燃ゴミと不燃ゴミ(ビニールなど)を分類して捨てる。ペットボトル・カンは別に指定するゴミ箱に捨てる。

[冬服・夏服]

11月1日から5月末日までは冬服、6月1日から9月末日までは夏服とする。ただし、5月、10月は移行期間とし、冬服、夏服のどちらでも可とする。

(詰衿タイプ)

1. 冬服は黒の詰襟学生服を用い、左襟に校章をつける。夏服は白のワイシャツの無地(木綿または混紡)とし、略章を左胸につける。夏期でも気温の低い時や体調不良の場合には学生服を着用してよい。
2. 夏季及び移行期間においてのみ、校内及び登下校時にベスト・セーター・カーディガン(夏服の上に着用することを認める。
無地(模様のないもの)、色は黒・紺・グレー・白・ベージュの5色とする。
3. 靴は通学用として黒の学生靴を用いる。なお、布製スポーツシューズの類も可。(色や形は華美にならないもの)
4. その他、靴下(白・紺・黒・グレーの単色でワンポイントを原則)・Tシャツ(白の無地、ワンポイントを原則)などについても華美にならないものを用いる。

(セーラータイプ)

1. 本校指定のセーラー服・冬スカート(冬服)、本校指定のセーラーブラウス・夏スカート(夏服)。
2. 黒リボンタイを用いる。
3. 気温により、制服の上にベスト・セーター・カー

ディガンを着用することを認める。無地（模様のないもの）、色は黒・紺・グレー・白・ベージュの5色とする。

4. 夏冬とも左胸に校章をつける。
5. 靴は通学用として黒のローヒールの学生靴を用いる。なお、布製スポーツシューズの類も可。（色や形は華美にならないもの）
6. 靴下は黒の厚手のストッキング、あるいは白・紺・黒の3色として、単色でワンポイントのソックスを原則とする。

[その他]

1. 冬の寒い時、コートを着用する場合には、無地で装飾のないものに限る。形も地味なものとし、皮革品やその類似品、ジーンズ生地は禁止する。
2. 服装はすべて質素を旨とし、外出のときも本校生徒としての態度をくずさないように心がける。
3. 履物は、通学靴、校舎用上履・体育館専用履、グラウンド履（運動場）とを区別して使用する四足制である。校舎用上履・体育館専用履は学年指定色とする。
4. 頭髪については、活発な学習活動ができる清潔なものとする。（パーマメント、染毛、逆毛は禁ずる）
5. 装身具（ピアス・指輪・首飾り・マニキュア等）はつけないこと。顔や指などのメイク（化粧）はしないこと。
6. 体育の服装については、男女とも本校指定の運動着とする。

7. 止むを得ない事情により異装する場合は、必ずH.R.担任に届け出て許可を受ける。